

公 告

令和 7 年度 米スポー第 6 号 米原市スポーツ推進計画改訂業務について、次のとおり
公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度 米スポー第 6 号
米原市スポーツ推進計画改訂業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の 7 日以内から令和 9 年 3 月 26 日まで

2 業務に要する費用（予算限度額）

5, 225, 000 円（消費税および地方消費税を含む。）

【内訳】	令和 7 年度	3, 135, 000 円	60%
	令和 8 年度	2, 090, 000 円	40%

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予算限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑤のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ③ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ④ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 前記①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去10年間（平成27年度から令和 6 年度まで）に地方公共団体が発注した教育振興基本計画策定業務（改定業務を含む。）またはスポーツ推進計画策定業務（改定業務を含む。）を受託した実績を有すること。

4 プロポーザル実施の日程

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 4 時まで |
| (2) 質問回答期限 | 令和 7 年 9 月 30 日（火） |
| (3) 企画提案書等受付期限 | 令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 4 時まで |
| (4) 第 1 次審査 | 令和 7 年 10 月 20 日（月） |
| (5) 第 1 次審査結果通知 | 令和 7 年 10 月 23 日（木）【予定】 |
| (6) 第 2 次審査 | 令和 7 年 11 月 7 日（金）【予定】 |
| (7) 第 2 次審査結果通知 | 令和 7 年 11 月上旬【予定】 |
| (8) 契約締結 | 令和 7 年 11 月中旬【予定】 |

- 5 詳細は、米原市スポーツ推進計画改訂業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。